

広島県告示第二百六十七号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）第十七条に規定する知事が定める給付金を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第十七条に規定する知事が定める給付金は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）の規定による子ども手当及びこれに準ずる給付金とする。